神戸製鋼石炭火力発電所新設・稼働差止訴訟

News Letter vol.08

発行/2021年3月8日発行者/神戸の石炭火力発電を考える会

〒657-0064 神戸市灘区山田町3-1-1(公財・神戸学生青年センター内) Mail:kobesekitan@gmail.com TEL:080-2349-0490

-国に対する行政訴訟 3・15判決言い渡し-

2018年11月から始まった裁判の締め括り

1月20日、大阪地裁にて行政訴訟の結審が行われました。緊急事態宣言下、傍聴人の数は限られていましたが、 複数のメディアから記者の参加があり、席は埋まりました。裁判所に提出された書面と証拠の確認後、原告代表 で近藤秀子さん、弁護団からは池田直樹弁護団長が最終意見陳述を行いました。

原告の訴え:未来を考えた選択なのか

「新設発電所から一番近いところに住んでいる自分が、原告を代表して意見を述べる」と近藤さんは、力強く意見陳述を始めました。近藤さん宅は、用水路と道路をはさんで、神戸製鋼との敷地境界までは100mほどの位置にある灘区の市営住宅です。北は国道43号線、南は湾岸線が走り、かつて大気汚染公害で多くの人が苦しみました。今も環境回復の途上で、国・県により大気汚染対策が重点的に行われている地域です。

近藤さんが、今の地域に暮らし始めて20年が経過した頃、今回の2基の新設発電所計画を知り、これ以上の大気汚染、環境汚染への懸念から建設計画をなんとか止めようと、原告になりました。裁判が進むにつれ、様々な事実が明らかになっていく中、強く懸念することとして2点を指摘されました。第1は、気候危機の深刻さです。2018年9月4日、灘区を巨大台風が襲った時には、近くの用水路が溢れ、近所のコンビニが浸水したそうです。

気候危機は遠い未来の出来事ではなく、今を生きる私たちのすぐそばまで、危機は迫ってきています。近藤さんは「巨大台風の要因の一つとして地球温暖化があり、温室効果ガスを大量に排出する石炭火力発電所を、これから建設するというのは、未来のことを全く考えていない。」と指摘されました。

石炭火力の建設が認められるのは、おかしい

第2は、環境アセスが住民の健康を守るものではないという国の主張についてです。今回の増設計画でも、他の地域にある新設計画と同じく、石炭以外を燃料とする代替案の検討はなされていませんでした。環境アセスメントが「アワスメント」と揶揄されるように、建設が認められるという結論ありきの形式的なものに過ぎず、環境影響が大きな石炭火力発電所が認められることに、疑問を投げ掛けられました。

空気が悪い日が続くと、近藤さんは「コンコン」と乾いた咳が出ることが多く、咳で夜中に目をさますこともあったそうです。コロナの影響で経済活動が低下し、化石燃料の使用が減ったことで、大気環境が、やや改善されたことで、咳が止まったとおっしゃいました。「新設発電所から排出されるPM2.5等の汚染物質により死ななくてもよい人が早く死ぬ、自分もその中に入っているかもしれないという不安はとても恐ろしいものだ」と近藤さんは述べられました。そして、「このような強い有害性をもつPM2.5を相当量排出するのに、何故アセスが通ってしまうのか、石炭火力発電所の建設が認められてしまうのか、異常な事態です。最初から、石炭火力ありきの金儲け主義にほかなりません。将来世代のことを考えれば、あり得ない選択肢です。裁判所には住民の声をしっかりと受け止め、未来のための公正な判断を求めます。」と締め括り、原告最終意見陳述を終えました。

弁護団からの最終意見陳述

「今日は何の日でしょうか?」と池田弁護士は、法廷に居合わせた人々に語りかけ、最後の弁論が始まりました。「アメリカで、バイデン新大統領が就任する日です。アメリカがパリ協定に復帰すると明言した新大統領誕生の記念すべき日に、パリ協定の効力を確認する機会があることはふさわしいことです。」と、聴衆に世界情勢を意識させました。これは、本件新設発電所への確定通知がなされた2018年に、既に存在していたパリ協定の精神が、本件確定通知にはまったく考慮されていないことを指摘したものです。

本裁判期間を通じた素朴な疑問

「本件訴訟を貫く素朴な問い」が「環境影響評価制度(アセスメント)が地域環境、地球環境、ひいては国民の健康を守らない(石炭火力発電所の乱立を許す)のはなぜか」という点にあることを改めて確認されました。本件に照らせば、(1)天然ガス等の他の燃料種との比較をしなくていいのか、(2)PM2.5の調査、予測、評価をしなくていいのか、(3)CO2の大量かつ継続的な排出とパリ協定との矛盾を突き詰めなくてよいのか、という問いが検証されなくてはなりません。これらの3点は、これまで国が主張してきたように、政策や国の裁量の問題なのか、法に違反する問題なのか。この問題について、環境はしばしば、経済成長の阻害要因であるかのように捉えられてきました。しかしながら、かつてのいわゆる公害時代に提起された様々な裁判やその後の立法を通じて、「社会の根本的基盤である環境の保護なくし、経済の成長はありえない」ことを、我々は学んだはずです。その精神が環境基本法に多様な形で現れており、環境アセスメントは同法20条が定めています。

このように、手続的な規制と実質的なチェックにより、環境保護を法の問題としていくのが本来のアセスメントの趣旨なのです。まず(1)については、現行アセス法が計画段階での配慮を求めているのがまさに、地域や事案の特性を考慮した「実質的に意味のある複数策の検討」を確保するためです。本件で実際になされたような、単なる煙突の高さの比較ではないはずです。次に(2)について、PM2.5は世界では推定で年間895万人もの死亡原因となっていることが明らかになっており、本件でもシミュレーションにより年間52人の早期死亡が推定されました。環境基準は2009年にできているのに、未だに環境アセスの評価項目とされていないことは、問題だと問われるべきです。そして(3)について、パリ協定の下、2050年および2030年の排出削減目標は環境配慮の法的基準となるものであり、本来は国の判断を拘束すべきです。しかしながら日本では2012年、東日本大震災後の特殊な状況下でなされた「局長級とりまとめ」に縛られています。これは、個々の環境アセスでは「国の温室効果ガス削減目標や計画の達成と整合性が図られているものとする」と、とりきめたもので、つまり実際には環境アセスの簡略化、潜脱を目的としたといえるようなものです。

公正な判決を求めて…

気候危機に関する主張との関係で特に問題となるのが原告適格です。この点については、CO2による気候変動はすべての国民の生命・健康・財産といった法的な利益を侵害するもので、本件のような集団的利益に個人的利益が含まれることは、かつての小田急高架事件の最高裁判決でも補足意見で指摘されたところです。

更に、被告側が主張する環境保全措置としてのCCS(二酸化炭素回収貯留システム)については、被告は主張こそしていますが技術的にも予算的にも現実味は全くありません。

以上の点について述べられた後、池田弁護士が最後に引用されたのは、アインシュタインの名言でした。「世界は悪い行いをする者によって破壊されるのではない。悪い行いが行われていることを知りながら何もしない者達によって破壊されるのだ。そして、「裁判官には、悪い行いを知りながら何もしない者とはならず、公正な判決を求めます。」と、本件訴訟を締め括られました。裁判長からは、2021年3月15日に判決言い渡しを告げられ、閉廷となりました。



神戸製鋼は神戸市において130万kW(65万kW×2基)の石炭火力発電所を建設中です。不十分な環境アセスメントにもかかわらず、石炭火力発電所を建設することを認めたのは国です。神戸市民を中心とする原告は、大気汚染、気候危機に影響がある計画にもかかわらず、計画を変更する必要がないとした確定通知の取り消しなどを求めています。

国は、市民の健康や安全をまもる義務、発電所を規制する権限があります。発電所によって市民に生じる被害を防止する義務があり、適切に行使されなければ、市民は地球温暖化や大気汚染にさらされてしまいます。

原告らは2018年9月、神戸地裁において、神戸製鋼、関西電力らを被告とする、民事・稼働差止め訴訟を提起。 同年11月より、大阪地裁で建設を認めた国に対する行政訴訟を提起し、大気汚染、気候変動を止めるため、石炭 火力発電所の建設中止を求め、司法に訴えてきました。そして3月15日、国に対する行政訴訟の判決が言い渡 されます。石炭火力をめぐる、国の環境行政に対する初めての司法判断となります。当日、会場/オンラインで判 決結果をお伝えしますので、ぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

判決言い渡し

日時:2021年3月15日(月)15:00 場所:大阪地方裁判所 本館202号法廷

記者会見·判決報告会

日時:同日 16:00より

会場:大阪弁護士会館 一般の方 11階 1110会議室

※コロナ対策のため、一般の方と報道の方の会場が違いますので、ご注意ください。

※当日は、感染症対策にご協力いただきますようお願い申し上げます。また、体調に不安がある場合は、オンライン参加をご検討ください。

オンライン中継(ZOOMウェビナー形式)

以下の登録フォームより、必要事項を入力のうえ、登録を行ってください。

http://bit.ly/kobe-no-coal20210315



判決報告記者会見 ZOOM登録サイト

Topics 京都市が日本初、脱石炭国際連盟へ参加 東アジアで9番目

3月2日よりオンラインで開催されていた脱石炭国際連盟(Powering Past Coal Alliance, PPCA)が主催する「グローバルサミット2021」にて、京都市が日本の地方自治体として初めて、PPCAへの加盟を宣言しました。市長のビデオメッセージでは、石炭を含めた化石燃料の段階的廃止(フェーズアウト)と再生可能エネルギーへの移行に向けた流れを強化するために、PPCAへの加盟を決断したと述べ、脱炭素社会の実現のために政府やエネルギー供給者に対して再生可能エネルギーの利用拡大を今後働きかけたいとの意欲を表明しました。PPCAは、2030年までにOECD諸国が石炭火力発電のフェーズアウトをする必要性に鑑みて、宣言では、石炭火力のフェーズアウトを約束し、二酸化炭素回収貯留技術(CCS)を付帯しない新規建設は止めることをコミットすることを謳っています。今回のPPCAへの加盟により、京都市は、日本で初めて石炭火力発電所のフェーズアウト方針への賛同を宣言したことになります。兵庫県、神戸市は、ゼロカーボンシティ宣言をしましたが、脱石炭はいつになるのでしょうか?神戸製鋼の3-4号機の稼働は、今後、大きな障壁となりますよ!

(参考)気候ネットワークプレスリリース

日本初、京都市が脱石炭国際連盟(PPCA)へ加盟

~カーボンゼロに向けて、地域から「脱石炭」の意思表示を歓迎~

https://www.kikonet.org/info/press-release/2021-03-03/Kvoto City Join PPCA

Topics 関西電力 ゼロカーボンビジョン2050を発表

2月26日、関西電力は「エネルギーの自給率向上に努めるとともに、地球温暖化を防止するため、発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO2排出を2050年までに全体としてゼロとします。」と、ゼロカーボンビジョン2050を発表しました。中身を見てみると、原子力は最大限活用、火力はバイオマスほか、水素、アンモニア混焼と書かれています。また、石炭火力については「当該国の政策に適合し、かつゼロカーボン化に貢献できる設備を除き、今後、新規建設を行いません。」と書かれています。神戸製鋼が建設中の3-4号機で発電された電気を買い取るのは関西電力です。今回の方針を一日も早く実現するため、神戸製鋼に発電事業の中止を要請してはいかがでしょうか。



@kobecoalfiredpowerplant



@kobesekitan



You Tubeチャンネル 神戸の石炭火力発電を考える会



神戸石炭訴訟(Kobe Climate Case) https://kobeclimatecase.jp/



神戸の石炭火力発電を考える会 https://kobesekitan.jimdo.com/



お知らせ 今後の裁判期日について



民事訴訟期日

日時:2021年 4月27日(火)10:30より

場所:神戸地方裁判所 101号法廷

期日報告会:開催予定

裁判の傍聴に関して

新型コロナウイルスの感染予防策として、裁判所においても原告席、傍聴席が減らされています。 当日、お越しいただいても、裁判を傍聴いただけない可能性があります。予めご了承ください。